

長野県 朝日村 クマゾーニング管理実施計画

1 市町村名

朝日村

2 計画開始日

令和7年3月1日

3 対象地域

長野県東筑摩郡朝日村全域

4 対象管理ユニット

北アルプス南部保護管理ユニット

5 目的

長野県では、「長野県第二種特定鳥獣管理計画(第5期ツキノワグマ保護管理)」(以下「第5期計画」という)において、ツキノワグマ(以下「クマ」という)と人との緊張感ある共存関係を再構築することを目的に、地域区分の設定を行いゾーニング管理に取り組むこととしている。また、地域区分の設定は県・市町村だけでなく、地域住民も関わりながら行うことで、野生動物との付き合い方を自らの課題として向き合うことを促し、互いを尊重し合う対等な関係を築くことを目指している。

本計画では、第5期計画に準じて県・市町村・地域住民とともに地域区分を設定した。

また、各地域区分において被害防止対策や出沒対応を具体的にどのように取り組んでいくかを整理し、計画的なクマの保護管理に資することを目的に策定するものである。

6 地域区分の設定

(1) 地域区分の考え方

第5期計画に準じて、以下の地域区分を設定した。なお、朝日村における土地利用状況から、「排除地域」には「防除地域」を含むものとして扱うこととし、以下のとおり定義した。

表1 地域区分の考え方

地域区分	場所及び 人間の利活用状況	エリアの管理方針
主要 生息地域	奥山、森林域 (登山、狩猟等で 利用)	クマの主要生息地域。 開発行為の規制や鳥獣保護区の設定等森林環境の 保全を実施する。
緩衝地域	里山林 (山菜・きのこ採 り・林業、狩猟等 に利用)	クマと人との活動が重複し、クマが人に警戒しな がら活動する地域。人の生活地域への移動を抑制 する機能が期待される。 里山林の利用促進や林内の見通し確保により、緩 衝帯機能を向上する。
排除地域	市街地や集落、農 地等が広がる地域 (農業、居住地と して利用)	農業等の人の活動が盛んな地域、かつ人が日常的 に活動する地域であり、クマの侵入を排除し、人 への被害発生を防止する必要がある。 誘因物の除去や管理、柵の設置、耕作放棄地や廃 果の管理等、侵入防止や滞在場所の削減等を実施 する。

(2) 地域区分マップ

朝日村における地域区分は図1、図2のとおりとする。

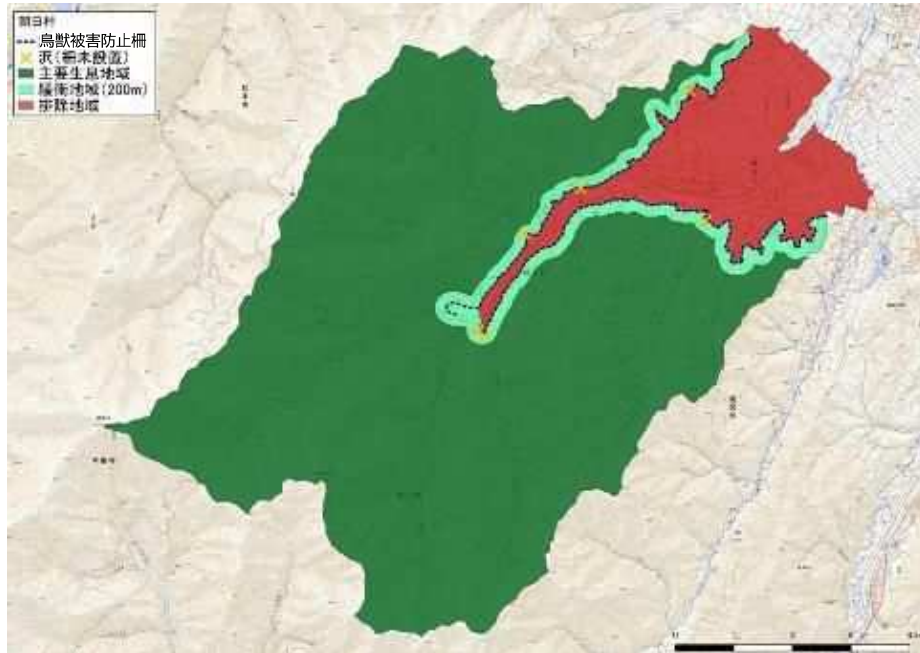


図1 朝日村地域区分マップ（村全域）

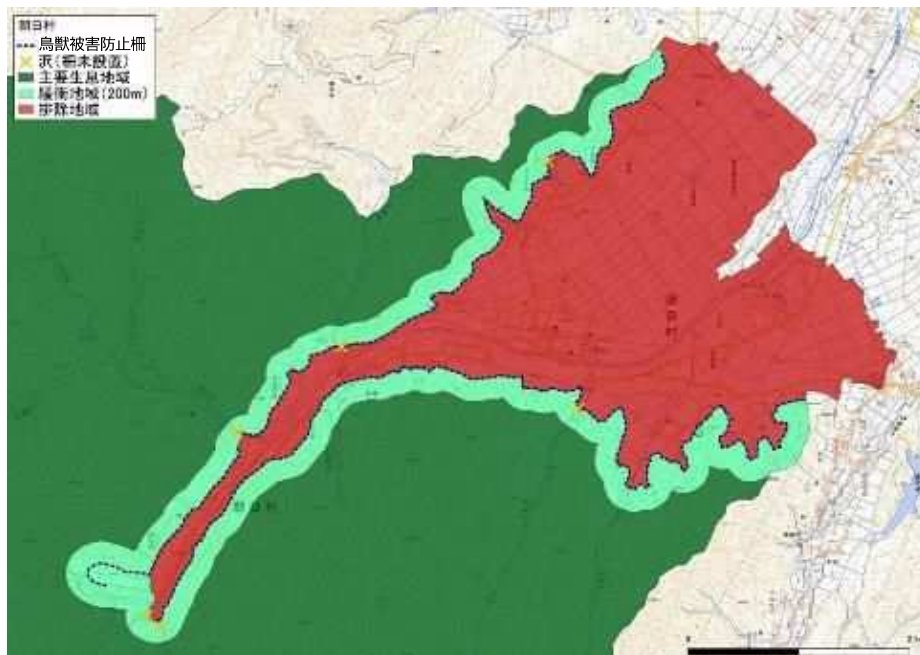


図2 朝日村地域区分マップ（人家集地域周辺）

なお、各地域区分の詳細な設定方法は以下のとおりとした。

ア 主要生息地域

「排除地域」「緩衝地域」を除いた森林部分を「主要生息地域」とした。

イ 緩衝地域

集落の林縁沿いに設置されている鳥獣被害防止柵を基準として、鳥獣被害防止柵から奥山方向の林内に向けて200mを「緩衝地域」とした。なお、従来より朝日村で設定している「緩衝帯」（鳥獣被害防止柵前後約5m）とは異なり、山菜や

きのこ、薪といった森林資源の利用等、人の活動が定期的にある地域のことである。

また、御馬越原については、一部、鳥獣被害防止柵が設置されているものの、完全には囲われておらず、クマの活動地域内であることから、地域の鳥獣被害防止柵管理者と協議の上、「緩衝地域」とした。

ウ 排除地域

集落の林縁沿いに設置されている鳥獣被害防止柵を基準として、鳥獣被害防止柵内（人家集合地域や農地等）を「排除地域」とした。

7 対策の内容

(1) 被害防止対策

ア 主要生息地域

(7) 森林環境の整備

クマの主要な生息地となる奥山がクマにとって生息しやすい環境となるよう、計画的な再造林や天然下種更新を通じた森林の形成を、県と協力しながら進めることとする。

イ 緩衝地域

(7) 緩衝帯整備

人とクマの棲み分けを積極的に進めるために、林内の見通しを良くする刈払い等を行い、鳥獣被害防止柵前後の「緩衝帯」整備を行う。特に、鳥獣被害防止柵の切れ目にある沢は集落内へのクマの侵入経路となる可能性があるため、鳥獣被害防止柵の切れ目付近を重点的・定期的に行うこととする。

林内の刈払いは、地域住民と村が連携して実施する。また、緩衝帯の整備に関する補助や助成等も県と協力し積極的に活用することとする。

(4) 誘引物の除去

緩衝地域に位置するスキー場、キャンプ場等において、クマを誘引する原因となるもの、例えばゴミ類について、利用客や施設管理者等に対し適切な処理方法の啓発を村が積極的に実施する。

ウ 排除地域

(7) 誘引しない環境の創出

a 河川敷の藪の刈払い

山中から集落内へ流れる川を通じてクマが集落内へ出没することを防ぐために、河川敷の藪の刈払いを河川管理者が主体となり実施する。

また、地域住民や村内ボランティア団体、村が整備に協力する。

b 誘引物の除去

利用予定のない果樹は伐採や枝打ちを行い、可能な限り結実する果樹の量を減らす等の誘引物削減に取り組む。また、農地周辺への放棄野菜・果実、あるいは燃料や漬物、コンポスト等も誘引物となることから、適切な処理方法でそれらの削減や対策を行う。

これらは地権者が実施するが、より効果的な対策が行われるように村が情報を発信する等の普及啓発を行う。また、放棄果樹の伐採等地権者だけでは対応が困難な場合には、関連する補助や助成等県と協力し対策を検討する。

(4) 柵の設置と管理

緩衝地域との境界である鳥獣被害防止柵の維持管理は、これまでの取組を継続し地域住民が主体となり地区で分担した管理を実施する。

また、ツキノワグマの嗜好性の高い農作物や養蜂箱等は、耕作者や設置者が電

気柵等の設置を徹底する。なお、より防除効果の高い機材の選択や設置が行われるように、県と協力し村が普及啓発を行うこととする。

(2) 出沒対策

ア 出沒時の対応

(7) 対応フロー

別紙1 朝日村クマ出沒対応フローのとおり

(イ) 連絡体制

別紙2 朝日村クマ出沒時連絡網のとおり

イ 地域区分ごとの捕獲対応方針

農作物等への被害対策を講じても被害がある場合、加害個体あるいは危険個体をできるだけ特定して捕獲する個体管理を行い、健全な個体群の維持を目指す。第5期計画に基づき各地域区分ごとの捕獲許可方針は以下のとおり。

表2 地域区分ごとの捕獲許可方針

地域区分	捕獲許可方針	
	県許可	市町村許可
主要生息地	・有害捕獲は原則禁止。 ・個体数調整を目的として、春期捕獲を許可する。 ・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可する。	原則として捕獲は許可しない。
緩衝地域	・林産物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する。 ・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可。	
排除地域	—	現に被害を生じさせていなくとも有害捕獲を許可する。

なお、放獣可能な状態で捕獲できた個体については、「ツキノワグマ対応マニュアル」等を参考として「学習放獣」※を行う。また、村長権限で捕獲許可した事案については、出沒の経過、出沒要因、当日の対応、今後の対策等について取りまとめ、県と情報共有する。

※「学習放獣」とは、人里等に出沒したクマを捕獲することで、人里等に接近する危険や恐怖を学習させ、クマの生息状況に配慮しつつ、再出沒のリスクを軽減する捕獲方法である。放獣にあたりクマに耳標を付けるため、再出沒（人里等への執着がある）個体か判別が可能となる。

【学習放獣の条件】

以下の条件が全て満たされる場合は、できる限り「放獣」することを検討する。

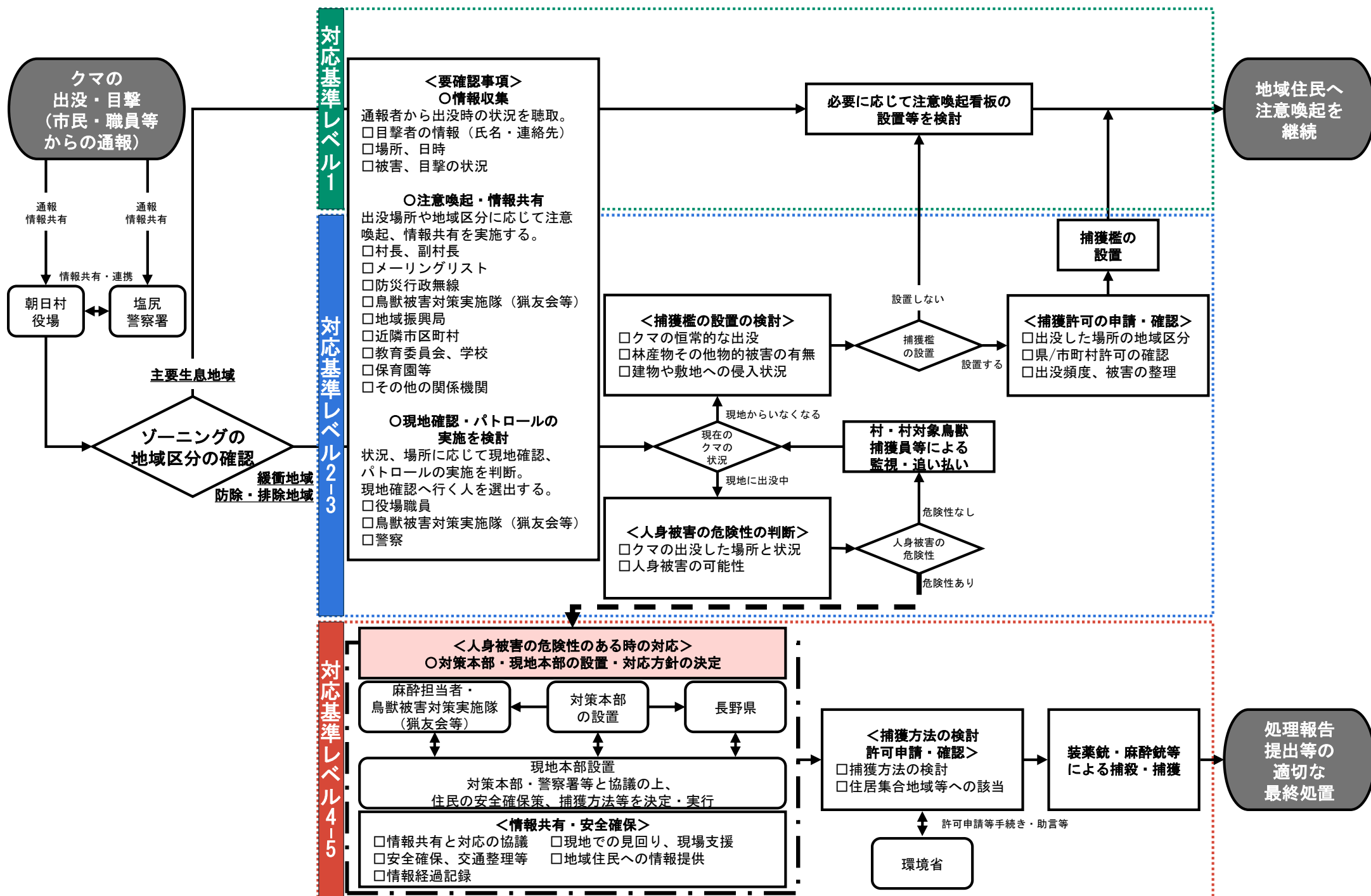
- ・放獣の過程で、地域住民、捕獲従事者（麻酔銃の操作者、村の鳥獣被害対策実施隊員等）、村職員等に人身被害が発生する恐れがないこと。
- ・現に、人身被害等にさらされている地域住民から放獣することへの理解が得られること。
- ・人里等から離れており、他市町村にも迷惑をかけない放獣地が確保できること。
- ・速やかに捕獲従事者（麻酔銃の操作者、村の鳥獣被害対策実施隊員等）の人員が確保できること。
- ・幼獣（1歳半未満）、若齢個体（概ね1歳半から4歳未満）でないこと

- ・人身被害を引き起こした個体でないこと。
- ・クマに装着された耳標や個体の特徴から判断して再出没（人里等への執着がある）個体ではないこと。

8 計画の見直し

クマの出没状況、住宅や農地等の土地利用状況の変化、その他必要に応じて本実施計画を見直すこととする。

朝日村 クマ出没対応フロー



朝日村 クマ出没時連絡網

